

児童手当の制度が変わります

来年の1月から児童手当制度が変わります。

変更内容は次の3点です。

- 現在、児童手当は2人以上の児童を養育している親に支給されていますが、来年からは1人の児童を養育している親にも支給されます。ただし、該当となるのは、平成3年1月2日以後に生まれた児童を養育している親です。
- 現在、児童手当は児童が5歳まで、平成5年は満4歳まで、平成6年以後は満3歳までとなります。したがって

昭和60年4月2日～61年12月

31日までの生まれた児童は、今年12月分までの支給となります。

③現在、児童手当の支給額(月額)は第2子が2500円、第3子以降は5000円です。

が、来年からは、第1子と第2子が5000円、第3子以降は10000円と支給額が引き上げられます。

※以下の表をご参考ください。

※なお、児童手当の支給には所得制限があります。

請求の手続き

平成3年1月2日以後に第1子が生まれた人は新規申請

が必要です。次のものを用意して窓口へおいでください。

①印鑑 ②申請者名義の預金通帳 ③厚生年金加入者や共済組員の人は、勤務先から

の「年金加入証明書」、国民年金加入者は国民年金手帳

④平成3年1月1日現在、町外に住民票があつた人は、その市区町村からの「平成3年度児童手当用所得証明書」

▼申請期間 11月15日～12月27日

▼申請窓口 役場住民福祉課

※公務員は勤務先で手続きをしてください。

■平成4年1月1日から、児童手当制度が次のように改正されます。

改 正 前		改 正 後	
支 給 金	対 象	第 2 子 以 後	第 1 子 以 後
第一子	義務教育就学前	→ 第3子以降未満	→ 第3子以降未満
第二子	2,500円(月額)	→ 5,000円(月額)	→ 5,000円(月額)
第三子以降	5,000円(月額)	→ 10,000円(月額)	→ 10,000円(月額)

ただし、支給期間に関しては次のような経過措置があります。

第1子： 平成3年1月2日以後に生まれた児童

昭和60年4月2日～昭和61年12月31日生まれの児童	→ 平成3年12月分まで支給
昭和62年生まれの児童	→ 5歳の誕生日の属する月分まで支給
昭和63年生まれの児童	→ 平成4年12月分まで支給
平成元年生まれの児童	→ 4歳の誕生日の属する月分まで支給
平成2年生まれの児童	→ 平成5年12月分まで支給
平成3年1月1日以後に生まれた児童	→ 3歳の誕生日の属する月分まで支給

三種混合予防接種

12月19日 時間=午後1時～2時(時間厳守)

対象=生後3か月～48か月の人

◎第1期 3～8週間の間隔で3回接種する人

◎第2期 第1期の3回目を受けてから12か月から18か月までの間に1回接種を受ける人

◎第1期・第2期ともに生後48か月までに終了すること。ただし、第2期が48か月までに受けられなかった場合は、66か月まで受けられますので、必ず2期は受けて下さい。

※12月6日あるいは17日にポリオを飲んだ方は、12月の三種混合は受けられません。

※予防接種時には、母子手帳、印鑑を持参して下さい。

※予防接種の問診票は、保護者が責任をもつて正確に記入して下さい。

※予防接種当日の朝とお昼の体温は家で必ず計ってきて問診票に記入して下さい。37℃以上ある時は接種できません。

3歳児健診

12月10日 受付時間=午後1時～1時20分

対象=63年11月生まれと12月生まれの人

(3歳児健診には尿検査があります。)

乳児健診

12月20日 受付時間=午後1時～1時20分

対象=平成3年8月生まれと9月生まれの人

※会場はいづれも農村環境改善センターです。

健康なんでも相談

12月3日 時間=午後1時～3時

会場=役場本庁市民相談室

都合の悪い場合は、電話相談も受け付けます。お気軽にご相談下さい。

TEL 377-3101 (内線 126か127)

※各月の行事予定は、健康カレンダーをご活用下さい。

地区 新潟 広域清掃事務組合職員を募集

▼職種 清掃技能要員 □受験資格 昭和36年4月2日～49月4月1日に生まれた男性で高等学校卒業の学歴を有する人 □試験内容 (一次) 適性検査 □試験日 (第一次) 12月15日(日) □試験会場 新潟市立高志高校 (甲) 11月25日(月)～12月10日(火)の午前8時30分～午後5時(土曜日は正午まで、日曜日は休み) ※郵送の場合12月10日の消印有効 □試験案内と申込用紙は、新潟地区広域清掃事務組合事務局(新潟市平賀16番地)で直接さしあげます。 ?申新政局 (内線 131-3131) で直接